

[公募]

「勲章用綬及び略綬等の製造購入」(単価契約) にかかると参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思表明書の提出を求める公示

令和8年2月10日

支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官
北村 実
(公印省略)

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請する。

1. 招請の主旨

本業務の請負を希望する者の有無を確認するため、公募手続きを行うものである。

その結果、応募要件を満たすと認められた者が1者の場合は、当該者と随意契約を行うこととする。また、応募要件を満たす者が複数者の場合には、価格交渉のうえ合意した全ての者と契約を締結する。

2. 業務の目的

春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、経常叙勲(高齢者、死亡等)、褒章において受章者又はその遺族に授与される勲章用綬及び略綬等の製造購入契約を行うものである。

勲章及び褒章等の栄典の授与は、国家又は公共に対する功労、あるいは社会の各分野における優れた行いを顕彰する重要な制度であり、天皇の国事行為とされている。このため、勲章用綬及び略綬等の製造購入契約にあたっては、次のことを順守する必要がある。

- ① 勲等により規格が多岐にわたり、数量もまちまちである綬及び略綬等において、過去の同質性、受章者間との均一性を保持することが可能であること。
- ② 綬及び略綬に施されている木目(水紋)加工の技術を有していること。
- ③ 略綬の製造において、径7mm、深さ4mmの金具の中に小巾綬をたたみ、10個の襷の蛇の目花形や辨8個の花形を仕上げる技術を有していること。
- ④ 安定的な製造体制を構築し、納入期限を順守すること。

以上の各項目および「4. 応募要件」の各要件を満たしていること。

3. 業務の概要

仕様書のとおり(但し、発注数量を保証するものではない。)

4. 応募要件

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のための必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和07・08・09年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の製造」

又は「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

- ④ 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 勲章等受章者が勲章等受領後、勲章用綬及び略綬等の修理を求める場合があることから、その修理体制を有していること。
- ⑥ 過去の勲章用綬及び略綬等との同質性を求めることから、同質な物が製造可能であるかを検証するため、試作品の提出を求めるので、参加意思表明書（別添1）とあわせて提出すること。
なお、本業務において過去に納入実績を有し、かつ、賞勲局が予め認めた場合には、試作品の提出は不要とする。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府賞勲局総務課賞件係
電話：03-3581-6537

(2) 参加意思表明書の提出期限、場所、方法及び審査結果

提出期限 令和8年3月10日（火）正午

提出場所 5.（1）に同じ

提出方法 持参または郵送。

ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

審査結果 令和8年3月16日（月）午後5時までに全者に通知する。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報の入手をするための照会窓口は、5.（1）に同じ。

(3) 参加意思表明書の提出をもって、別記「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

(4) 参加意思表明書の提出をもって、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた人権尊重の取り組みに努めることに誓約したものとする。

※ 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>

(5) 本件は、令和8年4月1日以前に令和8年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行う場合がある。この場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。